

公益社団法人  
グローバルベースボールリーグ  
運営委員会規約

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人グローバルベースボールリーグ（以下「本リーグ」という。）が、健全で円滑な運営を行えるよう、組織の構成、加盟登録等とともに、本リーグの各委員会の設置等を規定することを目的とする。

## 第2章 組織

### (本委員会の役割)

第2条 定款第51条に基づき、本委員会を設置する。

2 本委員会は、第6条に規定する各委員会に対して、本リーグの適正な活動を確保するための総合的な調整を行う。

### (構成・体系)

第3条 第4条に規定する6連盟は、「地域リーグ」により構成される。

2 「地域リーグ」は第10条により加盟登録される。

3 第9条に規定する「選手」は、「地域リーグ」に加盟した後に「地域リーグ」がチーム分けを行い、所属チームが決定する。

4 「地域リーグ」は、1チームから最大4チームまでで構成される。

5 「チーム」は、監督、コーチを置き、選手15名程度で構成される。

6 本リーグは、前項までの規定に基づき、チーム数を多くすることで、選手全員に試合体験をさせ、ベンチに入れない選手や、スタンドで応援のみをする選手を極力つくらないことを目指す。

7 具体的なチーム分けに関しては、地域リーグの代表者、チームの監督、コーチ間で協議し、選手の意見も尊重してチーム分けを行うものとする。

8 選手の所属するチームは、永久的なものではなく、1年に数回開催される本リーグ主催の大会毎に、同一地域リーグ内であれば、選手の所属チームを変更することができる。

9 チーム分けに関しては、地域リーグの自主性を配慮しつつ、適切な助言を行うものとする。

10 地域リーグの登録選手が60名を超え、かつ9名以上の選手で1チームを新たに構成することが可能な場合（69名以上になった場合）には、原則として、新たなリーグを作り、リーグ運営にあたることができる。

11 地域リーグに必要とされる人員、役割は、各地域リーグにより決めることができる。

### (組織)

第4条 本リーグは、「地域リーグ」を統括し、地方大会、親善交流大会の円滑な運営を行うために、北海道、東北、関東、関西、九州、沖縄の6連盟を設置する。

2 本リーグ6連盟に属する都道府県の範囲は、以下の通りとする。

(1) 北海道連盟 北海道全域

- (2) 東北連盟 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、新潟県、福島県
- (3) 関東連盟 群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県  
山梨県
- (4) 関西連盟 京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県、三重県、滋賀県
- (5) 九州連盟 九州7県
- (6) 沖縄連盟 沖縄県全域

3 ただし、6連盟に規定されていない地域からの加盟希望があった場合は、現存する連盟に最も近い連盟に所属するか、または新たな連盟を追加するかを理事会で協議の上、決定することとする。

4 各連盟では、連盟長、連盟事務局長、会計担当者を置くものとする。

5 連盟長、連盟事務局長、会計担当者は、各連盟内に所属する地域リーグの中から互選し、理事会の承認を得て理事長が任命する。

(事務手続き)

第5条 本リーグの定款第52条に定める「事務局」は、理事会の承認を受けた諸事務手続きを行う。

(委員会)

第6条 本リーグには、理事会で承認された「コンプライアンス委員会」、「大会委員会」、「監督委員会」、「審判委員会」、「指導者育成・健康管理委員会」を設置する。

第7条 本委員会及び第6条に規定する委員会には、次の委員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員

2 前項に定める委員長、副委員長、委員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

3 ただし、「コンプライアンス委員会」の委員は、連盟長、連盟事務局長を理事会の承認を得て理事長が任命する。

4 委員長は各委員会を代表し、業務を統括する。

5 副委員長は委員長を補佐し、これに事故があるとき、または不在の時はその職務を代行する。

6 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本委員会の委員は、次の事項の一つに該当したときは、理事会の決議により資格を失う。

- 1 辞任の意思を表明したとき。
- 2 委員が、事故、病気等で職務の遂行が不可能となったとき。
- 3 第14条各項に規定する事項に該当し、除名の措置をとられたとき。
- 4 本リーグが解散したとき。
- 5 その他、理事会が定める正当な理由があるとき。

(加盟登録の時期)

第9条 「地域リーグ」に所属を希望する者は、募集時期に限らず、いつでも地域リーグに加盟できるものとする。

(加盟登録手続き)

第10条 本リーグの「地域リーグ」に所属を希望する者は、以下に規定する加盟登録の手続きを行うものとする。

1 「地域リーグ」

- (1) 本リーグに加盟を希望する「地域リーグ」は、「新規加盟申請書」を「事務局」に提出し、コンプライアンス委員会による審査を経て、理事会の承認により加盟登録の可否が決定。
- (2) 「新規加盟申請書」には、地域リーグの代表者及びチーム名、監督、コーチを記載し、(1)の審査及び承認を得る。
- (3) 第11条に規定する「加盟登録金」を納付する。

2 「チーム」

- (1) 「地域リーグ」内にチームを置き、「チーム」には、監督、コーチを置く。
- (2) 「地域リーグ」に加盟を希望する「チーム」は「新規加盟申請書」にチーム名、監督、コーチを記載し「事務局」に提出し、コンプライアンス委員会による審査を経て、理事会の承認により加盟登録の可否が決定。

3 「選手」

- (1) 希望の地域リーグへの入団は、選手の保護者が、希望する地域リーグへの入団申込書の他、当該地域リーグが定める必要書類の提出、本リーグへの選手登録金及び当該各地域リーグが定める入団金等の納付をする。
- (2) 当該地域リーグに入団する選手の登録情報が、「事務局」に提出され、第11条に規定する選手登録金の納付が確認された時点で、「地域リーグ」の「選手」に正式に登録となる。

(加盟登録金)

第11条 地域リーグが本リーグに支払う加盟登録金は、次に挙げるところによる。

- (1) 新規入会金 20,000円 (1地域リーグにつき/加盟初年度のみ)
- (2) 加盟金 (年会費) 30,000円 (1地域リーグにつき/年)
- (3) 選手登録金 5,000円 (1名につき/年)

2 前項の加盟登録金は、地域リーグが本リーグの「事務局」に支払うものとする。

3 本リーグに納付した加盟登録金、会費その他拠出金は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(代表者・監督の変更)

第12条 地域リーグの代表者及びチームの監督、コーチを変更する場合は、「変更届書」を「事務局」に提出しなければならない。

2 前項の変更については、コンプライアンス委員会が審査を行い、理事会の承認を受ける。

## 第4章 脱退・除名

(脱退・除名)

第13条 地域リーグが脱退する場合は、「脱退申請書」を本リーグに提出し、理事会の承認を受ける。

第14条 第3条、第10条に規定する者が、次の事項に該当したときには、除名等の処分を理事会で決議後、本リーグへの加盟登録の資格を失う。

- (1) 本規約及び別に定める「コンプライアンス委員会規程」、「大会委員会規程」、「監督委員会規程」、「審判委員会規程」、「指導者育成・健康管理委員会規程」、「旅費規程」、「個人情報保護管理規程」に違反したとき。
- (2) 反社会的団体に関わっていることが判明したとき。
- (3) 少年・少女の健全な育成に対して不適切な行為をしたとき。
- (4) 刑事事件を起こしたとき。
- (5) 本リーグの名譽を著しく棄損したとき。
- (6) その他、理事会が定める正当な理由が有るとき。

## 第5章 規約の改正

(改正)

第15条 この規約の改正は、理事会の決議を経て行う。